

地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
発注工事等に係る暴力団排除等手続要領

平成29年4月1日制定  
令和元年5月1日改定  
令和3年4月20日改定  
令和4年4月1日改定

## 1 目的

この要領は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「大阪府暴排条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「大阪市暴排条例」という。）の趣旨に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が発注する工事等（以下「法人発注工事等」という。）において、暴力団を利することのないよう、契約相手方の制限並びに当該契約の相手方及びその下請負人等（以下「受注者等」という。）が不当介入を受けたときの対応について定めるものとする。

## 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 下請負人等

- ① 下請負人（法人発注工事等に係るすべての請負人又は受託者（元請負人を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。）
- ② 元請負人又は下請負人と法人発注工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

### (2) 経理責任者

地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程（平29年規程第42号）第5条第1項に規定する経理責任者をいう。

### (3) 入札参加資格

地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程（平29年規程第48号）第3条、第5条第3項、同条第4項及び第19条に規定する入札参加資格を有する者をいう。

### (4) 暴力団員

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。

### (5) 暴力団密接関係者

大阪府暴排条例第2条第4号及び大阪市暴排条例第2条第3号に規定する暴力団密

接関係者をいう。

### 3 随意契約からの排除

経理責任者は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則に規定する入札参加除外者
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外者
- (3) 入札参加資格の有無にかかわらず、設置団体又は大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

### 4 不当介入を受けた際の手続き

#### (1) 不当介入の内容

不当介入については、具体的に次のような行為をいう。

- ① 作業員の安全管理、資材の保管状況、警備員の交通規制等の現場管理上の問題に起因した言いがかり
- ② 迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等、名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為
- ③ 労働者の雇用、下請工事の参入、特定資材の納入受入れ、物品の購入及び自動販売機の設置等を不当に要求する行為
- ④ 不当な手段又は方法による面談を要求する行為

#### (2) 不当介入の報告

経理責任者は、次に掲げる者（以下「暴力団員及び暴力団密接関係者等」という。）から不当介入を受けたときは、受注者等が速やかに経理責任者に報告するよう指導しなければならない。なお、暴力団員及び暴力団密接関係者等であるかが不明な場合や要求の内容の一部に正当な部分があるなど、不当介入に当たるのかどうか判断に迷うものにあつては、経理責任者は積極的に設置団体契約担当部局に相談するものとする。

- ① 暴力団員及び暴力団密接関係者
- ② 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の暴力的な要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人（①に掲げる者を除く。）

#### (3) 報告の方法（別紙1「不当介入対応フローチャート」参照）

- ① 受注者等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに、別に定める「不当介入報告書（別記様式）」（以下「報告書」という。）により、経理責任者に報告し、管轄警察署の対策担当者に報告するものとする。ただし、暇がなく口頭による連絡を行った場合は、後日、報告書を各々提出するものとする。
- ② 報告を受けた経理責任者は、設置団体契約担当部局に報告し、対応策等について指導を受けるものとする。

(4) 特記仕様書等への記載

経理責任者は、不当介入があった場合の受注者等から経理責任者及び管轄警察署への報告について、別紙2「特記仕様書等の記載例」を参考に、仕様書等に記載し、受注者等に対し当該報告を徹底するよう指導しなければならない。

(5) 関係機関等の緊密な連携確保

経理責任者は、設置団体契約担当部局及び管轄警察署との連携を図り、法人発注工事等への暴力団員及び暴力団密接関係者等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

5 誓約書の徴収等

経理責任者は、法人発注工事等の相手方に対し、当該法人発注工事等の相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、法人に提出するよう求めるものとする。ただし、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第27条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りではない。

なお、当該誓約書の提出がない場合、経理責任者はその相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、元号改正に伴う様式の規定について、令和元年5月1日から施行する。

附 則

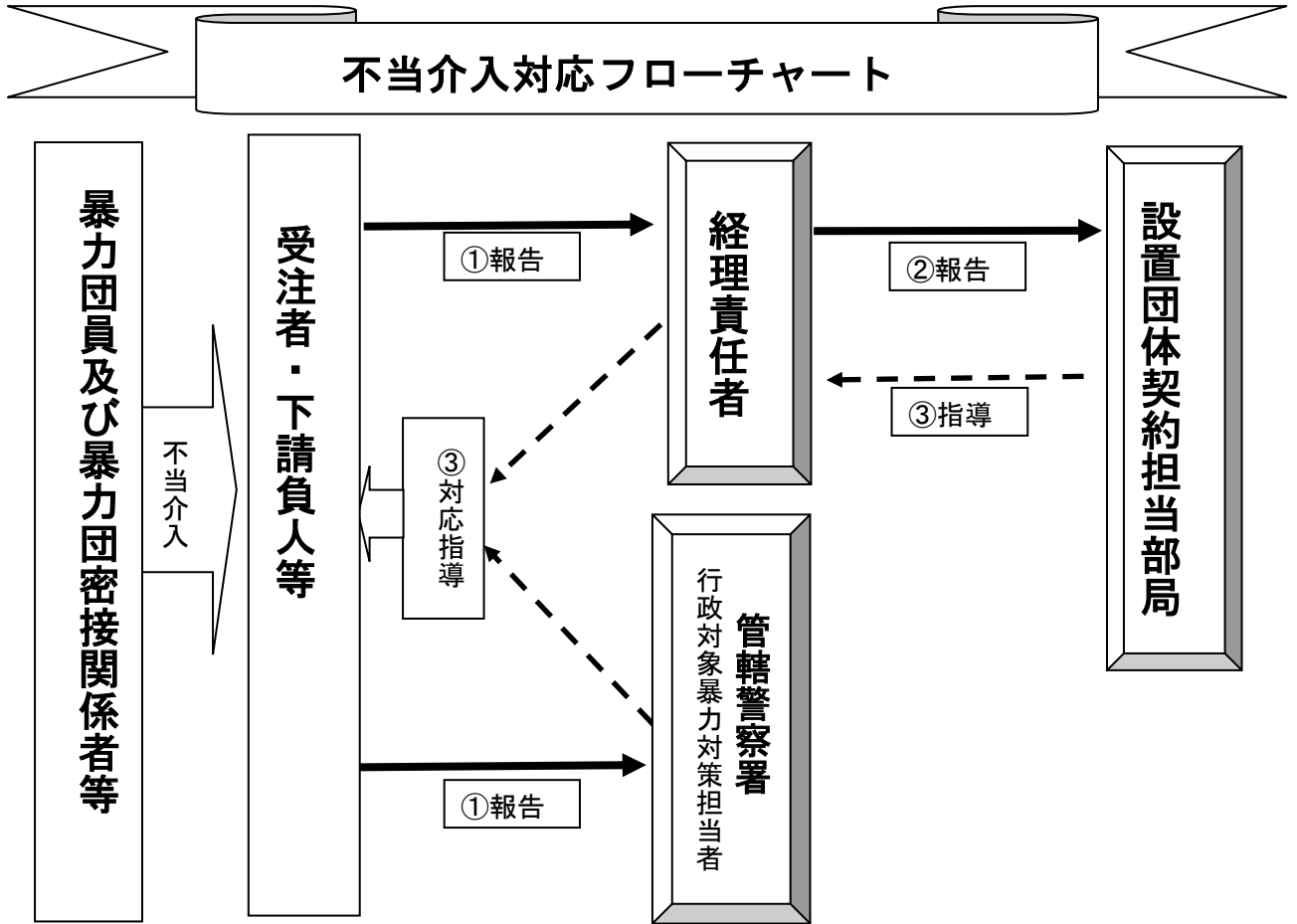
(施行期日)

この要領は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。



## 別紙 2

### 【 特記仕様書等の記載例 】

(不当介入に対する報告等)

第〇条 乙は、契約の履行に当たって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、甲及び管轄警察署へ報告を行わなければならない。

2 報告は、不当介入報告書により、速やかに、甲及び管轄警察署の対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

3 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

4 報告を怠った場合は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

別記様式  
(その1)

年 月 日

様

報告者(業者名)	
所在地	
担当者・連絡先	

不 当 介 入 報 告 書  
【 案件】(第 報)

1 対象工事等

契約名称	
対象場所	
工事期間	
契約担当機関	

2 不当介入の相手方

氏 名		人数	人			
住所・所在地						
団 体 名						
団体所在地						
対 応 日 時	年 月 日( )午前・後 時 分～午前・後 時 分					
対 応 方 法	( )	電話	( )	文書・メール	( )	直接面談
	( )	その他 ~				
不 当 介 入 の 内 容	( )	苦情申立て	( )	補償要求	( )	金品要求
	( )	職務強要 ( ) その他 ~				